

家庭用空調契約

(選択約款)

平成 29 年 4 月 1 日実施

北陸瓦斯株式会社

目 次

I. 家庭用空調契約	1
1. この選択約款の変更	1
2. 用語の定義	1
3. 適用条件	2
4. 契約の締結	2
5. 契約期間	2
6. 使用量の算定	3
7. 料金	3
8. 延滞利息	3
9. 単位料金の調整	3
10. 名義の変更	5
11. 契約の変更又は解約	5
12. 設置確認	5
13. その他	6
II. ガス料金均等支払の取扱い	6
14. 目的	6
15. 適用	6
16. 契約の成立と契約期間	6
17. 適用期間	6
18. 使用量の算定と料金の通知	6
19. 均等料金	7
20. 支払義務	7
21. 解約	7
22. その他	7
付 則	8
別 表	
1. 料金及び消費税相当額の算定方法	9
2. 料金表	10

I. 家庭用空調契約

1. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (2) 「家庭用空調機器」とは、冷凍能力22.4kW（6.4USRT）以下の空調機器のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及びガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「夏期」とは7月分から9月分までをいい、「夏期を除く期間」とは10月分から6月分までをいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた

値をいいます。

(7)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅又は1 需要場所におけるガスメーターの能力（一般ガス供給約款および他の選択約款（小型空調契約および空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款 12-1（6）④の規定によりガスメーターを2 個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10 立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款（小型空調契約、空調夏期契約、家庭用コージェネレーションシステム契約又は家庭用セントラルヒーティング契約に限ります。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般ガス供給約款への変更の日から1 年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス供給約款への変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の約款を重複して締結することはできません。

5. 契約期間

契約期間は次のとおりといたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12 か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12 か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約又は契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12 か月目の月の定例検

針日まで同条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなおお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌以降にお客さまの口座から引き落としした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

$$\begin{aligned} & \text{算定の対象となる本体料金} \times \text{支払期限日の翌日から支払いの日までの日数} \\ & \quad \times 0.0274 \text{ パーセント (1円未満の端数は切り捨てます)} \end{aligned}$$

(備 考)

消費税等相当額の算定方法は、別表1(4)のとおりといたします

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりと

いたします。

① 45メガジュール地区（新潟地区）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 43メガジュール地区（長岡、越路、三島・与板地区）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

③ 42メガジュール地区（三条、栃尾地区）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

④ 43.9535メガジュール地区（川口地区）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記①、②、③、④の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

32,880円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1（3）で定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.7987 \\ & \quad + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0669 \end{aligned}$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は1によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

12. 設置確認

- (1) 当社は、家庭用空調機器が設置、使用されているかを確認させていただく場合があります。

この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

- 万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用空調機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用空調機器を取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

II. ガス料金均等支払の取扱い

14. 目的

各月のガス料金を均等にすることにより、お客さまの支払金額を平準化するとともに、口座振替による支払を推進することを目的といたします。

15. 適用

この取扱いに基づく契約（以下「契約」といいます。）は、家庭用空調契約を締結するお客さまが希望する場合であって、料金を口座振替により毎月お支払いいただく場合に適用いたします。

16. 契約の成立と契約期間

- (1) お客さまが、契約を希望する場合は、所定の申込書により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日から17に定める適用期間の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約の申し出がない場合は、契約期間満了日の翌日から1年間同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

17. 適用期間

適用期間は、契約が成立した日の直後の定例検針日の翌日から12か月目の定例検針日までといたします。ただし、16(3)の場合には、適用期間満了の日の翌日から12か月目の定例検針日までとし、以降も同様といたします。

18. 使用量の算定と料金の通知

- (1) 当社（導管部門）は、19(1)の規定にかかわらず、毎月、定例検針を行います。
- (2) 当社は、(1)の検針により算定した使用量（以下「使用量」といいます。）とその使用量により家庭用空調契約に基づき算定した料金（以下「料金」といいます。）を均等料金とあわ

せてお客さまに速やかにお知らせいたします。

19. 均等料金

- (1) 各月の均等料金は、原則として申込月の前12か月の使用量により、家庭用空調契約に基づき算定した金額の合計額を12で除して得た金額の1,000円未満の端数を切り上げた金額といたします。ただし、申込月前の実績が12か月に満たない場合は、お客さまと協議し金額を決定いたします。
- (2) 適用期間の末日に、適用期間中の均等料金と料金との差額を精算し、その金額を均等料金といたします。なお、この差額には利息計算はいたしません。

20. 支払義務

均等料金の支払義務は、18(1)の定例検針日に発生いたします。

21. 解 約

- (1) 次の場合には、当社は、契約を解約しその旨をお客さまに通知いたします。この場合、当社は、19(2)の規定にかかわらず、速やかに精算いたします。
 - ① 均等料金が、支払期限日までに支払われない場合
 - ② 家庭用空調契約が廃止になった場合
 - ③ その他特別な事情があり、当社が必要と認めた場合
- (2) (1)の精算の結果、お客さまの均等料金の合計支払額が料金の合計額に満たない場合には、その不足額をお支払いいただきます。この場合、精算日をもって不足額の支払義務発生日といたします。ただし、この不足額には、(1)②、③の場合を除き8の規定を適用いたします。

なお、延滞利息の算定の対象となる額は、この不足額から消費税等相当額を除いた額といたします。

22. そ の 他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定

にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月につき	2,160.00 円
--------	------------

(2) 基準単位料金

		夏期	夏期を除く期間
45メガジュール地区 (新潟地区)	1立方メートル につき	65.49円	94.74円
43メガジュール地区 (長岡、越路、三島・与板地区)	1立方メートル につき	62.57円	90.52円
42メガジュール地区 (三条、栃尾地区)	1立方メートル につき	61.12円	88.42円
43.9535メガジュール地区 (川口地区)	1立方メートル につき	63.96円	92.53円

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

